

○雲仙市公用車広告掲載取扱要領

平成24年11月19日

告示第105号

改正 平成26年3月26日告示第22号

平成26年12月26日告示第95号

(趣旨)

第1条 この告示は、雲仙市広告事業実施要綱（平成20年雲仙市告示第12号。以下「要綱」という。）第23条の規定に基づき、雲仙市が保有する公用車両（以下「公用車」という。）への有料広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載車の指定)

第2条 広告を掲載する公用車は、市が指定する。

(広告の掲載位置等)

第3条 公用車は、車1台を1広告媒体とし、広告を掲載する位置、枠数等は、公用車の用途及び運行の安全を妨げない限度において、公用車ごとに市が定める。

(広告の掲載方法)

第4条 広告の掲載方法は、広告内容を表示したマグネットシートその他の広告媒体（以下「広告物」という。）を車両に貼り付ける方法によるものとする。

2 前項の広告物は、はく離が可能で、長期広告掲載に耐えうるものとする。

(広告物の規格)

第5条 広告物の規格は、1枠につき0.25平方メートル以内とする。

(広告掲載の期間)

第6条 広告掲載の期間は、月の初日から当該月の末日までの1箇月を単位とし、広告主が希望する月数とする。ただし、1回の申込みで連続して掲載する期間は12箇月を限度とする。

2 前項の掲載期間は、更新することができる。

3 第1項の掲載期間には、広告物の貼付け及び撤去並びに法令の規定による当該公用車の定期検査等に要する期間を含むものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1枠当たり月額2,000円とする。

2 要綱第8条第3項に規定する追加枠の広告掲載料は、前項に定める額の半額とする。

(広告掲載料の減額)

第8条 市長は、広告主又は広告内容が次の表に定める減額条件を満たす場合は、同表に定める減額率により掲載料を減額することができる。ただし、複数の減額条件を満たす場合は、それぞれの減額率のうち最も大きいものを適用するものとする。

減額条件	減額率 (%)
広告主が市内に主たる事業所等を有する場合	20
広告主が6箇月連続して広告を掲載する場合（ただし、申請時に確定している場合に限る。）	10
広告主が12箇月連続して広告を掲載する場合（ただし、申請時に	20

確定している場合に限る。)

(広告物の修復等)

第9条 広告掲載期間中に、市の責に帰する事由により広告物がき損し、破損し、又は紛失したときは、市が原状回復するものとする。ただし、経年に起因する広告物の劣化については、市は責を負わない。

2 広告物の撤去作業等により車体塗装のはく離が生じた場合は、広告主が原状回復するものとする。

(広告掲載料の還付)

第10条 既に納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告の掲載をできなかつたときは、当該広告主に還付することができる。

2 前項の規定により還付する額は、申込みのあった広告掲載期間から実際に広告を掲載した期間を除いた期間を日割計算により算定した額とし、円未満は切り捨てる。

3 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日告示第22号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年12月26日告示第95号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に掲載申込があり、かつ、同日以後から新たに掲載する場合の広告については、この告示による改正後の雲仙市広報紙広告掲載取扱要領、雲仙市ホームページ広告掲載取扱要領及び雲仙市公用車広告掲載取扱要領の規定を適用する。